

弁才天信仰における江島縁起の位置

石津 亜美

神奈川県藤沢市の江の島は、相模湾に面し、片瀬海岸と砂洲で繋がった陸繋島である。現在江の島には、辺津宮・中津宮・奥津宮の三所にそれぞれ田寸津比売命・市寸島比売命・多紀理比売命の宗像三女神を祭神とする江島神社が鎮座するが、神仏分離以前は金亀山与願寺または江島寺と称し、別当岩本院の支配のもと、弁才天の霊場として信仰を集めていた。江島神社となつてからも、弁才天信仰は根強く残っている。

江島縁起諸本（以下江島縁起）は真名本・仮名本・絵巻がそれぞれ数例現存し、内容に異同はあるが、大筋はいずれも、弁才天による悪龍教化譚を伴う江の島の出現に始まり、その後の高僧たちの来島、また三所の社殿の由緒を語りつつ、弁才天の霊験を説くものである。謡曲「江野島」が縁起を下敷きしているほか、南北朝期の『溪風拾葉集』弁才天部に江島縁起が採録されるなど、縁起あるいはその断片的要素は広範囲に伝わったと考えられるが、縁起の成立年代や製作者については未だ明らかでない。本論文は、日本の弁才天信仰において、江島縁起がどのように位置づけられるのかを明らかにすることを目的としたもので、諸本のうち比較的内容が整い、基本的な構成を持つ江島神社所蔵の真名本『江島縁起』を中心に、縁起に見える弁才天信仰の様子を明らかにし、縁起成立の思想的背景を考察した。

第一章「江の島と江島縁起」では、江の島及び江島縁起に関する基本的な事項を整理した。まず江の島の歴史的環境の変遷を、地形・祭祀と支配体制について概説した。中世以前の江の島に関する記録は少ないが、『吾妻鏡』では、寿永元年（一一八二）に源頼朝が弁才天を勧請したとし、以降も海上の道の出現や、祈雨を目的とした祭祀の記事が見られる。江の島の支配体制については、鶴岡八幡宮寺僧が兼任する江の島別当による支配から、岩本坊・上之坊・下之坊の別当三坊による体制となり、やがて岩本院を頂点とする支配体制が形成され、神仏分離により神社となつて現在に至る流れを確認した。次いで、近世の地誌類における江の島および縁起への言及を指摘し、また近代以降の研究史を確認した。次に現存する縁起諸本に触れ、内容の相違を整理した。

第二章「内容における諸問題」では、真名本『江島縁起』の語る内容や表現を取り上げた。まず段ごとに、どのような資料によつて記事が作られたのかを考察した。

弁才天の悪龍教化と江の島の成立を説く最初の段は、江の島の信仰の根幹にあたる部分であり、地名の由来なども語られる。対句を多用するなど文飾が多いが、まとまった形での類似する例はない。役行者の来島について、前半部の伝は、最初の役行者伝である『続日本紀』を始め、『日本霊異記』や『三宝絵詞』の内容を逸脱しない。後半に当たる江の島来島の部分は、伊豆流罪から赦された役行者がその後どこかへ飛んで行ったという伝説を利用し、縁起独自の内容に繋げている。弁才天を拝した役行者が一尺八寸の剣を安置していくという記述について、この後に記される高僧たちも同様にそれぞれ金剛杵や宝珠などを安置していくが、縁起成立のある時点で実際にそうした伝承のある品物が伝わっており、それを縁起に取り入れたものと考えられる。泰澄についてはその来歴が特に語られず、事跡

についても江の島よりも龍口明神への法施に重点が置かれている。道智は他の人物のように有名とはいえないこと、また江の島での事跡も他と異なり、龍女の怒りを買って流されるという役であることが特徴的である。以上の二者はとりわけ、単なる高僧による権威付けにとどまらず、江の島の神のより具体的なイメージを表す重要な箇所と考えられる。空海については、既に福島金治氏が、略伝部の典拠が『続日本後紀』『三教指帰』『御遺言』『御請来目録』に見られること、また弁才天を称える箇所が『金光明最勝王経』の頌を引いていることを指摘しており、ここではこれらの見解に従いたい。円仁の記事は、前半部分の大部分が通行本『慈覚大師伝』を出典としつつ、「宇賀弁才の法」など出典元にはない、弁才天信仰に関する要素を伝記部分に組み込んでいることを論じた。次いで記される安然伝では、来島の記事はごく簡潔に終わり、その後安然の記と称して江の島のさまざまな場所を挙げる。最後に縁起の作者として述べられる皇慶の伝は、『谷阿闍梨伝』に依るところが大きい。皇慶は台密谷流の祖として知られることから、縁起の制作についても皇慶を仰ぐ人々が関与し、さらに元をたどって安然そして円仁を登場させたと考えられることもできる。

以上の各段を通じ、真名本『江島縁起』において弁才天の姿に言及するところでは、いずれも弁才天は『金光明最勝王経』に説かれる八臂である。大山寺にあった縁起に拠るとする『溪嵐拾葉集』の江島縁起が八臂以外にも二臂・六臂の姿で現れることと比較すると、真名本で繰り返し弁才天が説く国土守護の誓願から考えても、真名本には『金光明最勝王経』に拠る国家鎮護の天部としての弁才天への信仰が強く表れている。中世以降表れてくる宇賀神信仰について、真名本では随所に関連する語句がみられるものの、縁起はあくまで護国の利益しか語らない。

最後に、弁才天信仰を伝える他の霊山・寺社との関連を考察した。真名本『江島縁起』で安然の記と見る部分に見える龍樹菩薩と徳善大王は、『溪

嵐拾葉集』で江の島と共に六所弁才天に挙げられている箕面・脊振山の縁起に登場する。箕面では役行者が開基として重要な役割を果たし、脊振山では江島縁起の作者とされる皇慶が修行し、弁才天の眷属ともされる乙護法を使役したという伝説が残ることから、江島縁起の成立基盤にこれらの信仰も関わっていた可能性が高い。

第三章「龍口明神との関係」では、縁起において、江の島の弁才天と、後に龍口明神となる五頭龍とが、教化する側とされる側でありながら、ともに龍及びそれに関わるものとしての性質を有することが、縁起の内容に与える影響を考察した。

まず、中世から近世初頭の文芸作品にみえる江の島と龍口明神を挙げ、両者がどのように認識されていたのか考察した。謡曲『江島』のように夫婦としての弁才天と龍口明神が登場するもの、『太平記』『頼朝の最期』など弁才天の龍蛇としての姿が強調され、ときに苦しむ姿が描かれるもの、また源氏の世を成すために、弁才天が鬼の王の娘に化身して自らの犠牲により義経に秘法を与える『御曹子島渡』のように、方便によって衆生を助けるものなどが挙げられるが、管見の限りで文学においては、龍口明神だけでなく弁才天も多分に龍としての性質を有するものとして描かれている。中世においては、『法華経』に登場する八歳の龍女を軸として、弁才天や厳島明神等、女性であり、水に関わる様々な神が同体あるいは姉妹と考えられた。このように弁才天が女性であり、龍に通じることが特徴的に現れているのが、縁起で弁才天は五頭龍を方便により教化し得たが、その龍口明神も泰澄の法施を受けるまでは龍身の苦を逃れられなかったという点であろう。泰澄は『本朝神仙伝』や『泰澄和尚伝』に見られるように、龍や観音との関係が深い人物である。阿蘇や白山で龍神と対峙し、その本地を求める泰澄のイメージが、真名本『江島縁起』で龍口明神を濟度する泰澄

に繋がったと考えられる。

以上、本論文では、まず江の島及び江島縁起の基礎的事項と研究史を確
認し、次いで真名本『江島縁起』各段の出典を検討した。役行者・空海・
円仁・皇慶の伝記部分については、広く知られた伝記資料を用い、独自の
来島記事をそれぞれの後に付していったものと考えられる。次いで弁才天
と龍口明神の性格を概観しつつ、『江島縁起』の弁才天の龍蛇としての性
質と、縁起における泰澄の役割を中心に考察した。江の島の成立を語る部
分は、悪龍教化譚に分類されるが、弁才天自身もまた龍女としての性質を
有することが、江島縁起における特色を生み出していると言える。また、
各地に龍神の本地を求めたとする伝承が残る泰澄のイメージが、縁起にお
いても重要な役割を果たしていることを論じた。

主要参考文献

- 是沢恭三「江島弁財天の信仰史」、『東京史談』第二三巻第四号・第三三巻第一号、
東京史談会、一九五四・一二・一九五五・四。
- 藤沢市教育委員会「藤沢市史」藤沢市、一九七〇・一〇・一九八一・一〇。
- 服部清道「『江島縁起』考」、『横浜商大論集』一〇、一九七七・二。
- 松本公一「『溪嵐拾葉集』所引『江島縁起』について」、『国書逸文研究』二二、
一九八九・一〇。
- 福島金治「鶴岡八幡宮の成立と鎌倉生源寺・江ノ島」(『地方史研究協議会編』都
市・近郊の信仰と遊山・観光―交流と変容―雄山閣、一九九九・一〇)

両漢代における礼学の展開

——武威漢簡『儀禮』を手がかりにして——

黒崎 恵輔

本論文は、甘肃省武威県磨咀子六号漢墓より出土した『儀禮』の残簡、及びこれに関連する主要な論考を踏まえた上で、「三礼」として称される『禮記』・『儀禮』・『周禮』が前漢から後漢までの時代にかけて、どのようにテキストが形成されていったのか、またどのような経書解釈の態度のもと扱われていたのかを究明しようとするものである。

まず論旨の発端となった『武威漢簡』について述べておきたい。一九五七年七月から同年十一月にかけて、甘肃省博物館は中国科学院の協力のもと漢代の古墓を発掘調査した。その磨咀子六号漢墓からは、竹簡・木簡など合わせて四百六十九簡が発見され、さらに『儀禮』諸篇（以下、「漢簡本」）に相当する簡が含まれることが判明した。この発掘調査の後、一九六四年に甘肃省博物館と中国科学院考古研究所とが『武威漢簡』を共同出版するに至る。漢簡本に関する研究は発現した当初には諸説紛々したものの、『武威漢簡』の発行により、代表整理者である陳夢家の推論をほぼ定説とする形で収束しており、以降の研究は簡牘の釈読とその思想上の意味付けに焦点が当てられる。

陳夢家は『武威漢簡』敘論において、漢簡本が抄写された時期を前漢成帝の頃とする。またそのテキストが漢代礼学家のいずれの系統と位置付けられるかについては、前漢・宣帝期の慶普が伝えていた「慶氏礼」に連なるとする。この論定は概ね首肯しうるものであるが、池田末利が「必ずし

も慶氏学であると断定することはできない」という見解を示すように、その礼学史的位置付けについてはいまだ論考の余地が残る。これについては、出土資料と在来文献とを勘案した思想史を描いた上で、改めて漢簡本の位置付けを行なうべきである。本論文はその足がかりでもある。

本論は、全体を大きく二章に分ける。

第一章「武威漢簡『儀禮』をとりまく諸問題」では、「一、武威漢簡『儀禮』と『記』の問題」において、『武威漢簡』の整理者陳夢家が叙論にて行なった漢簡本への基礎的考察を要訳・再述し、また後章にも関連する、田中利明が漢簡本を分析した結果立ち現れてきた、「記」の問題について簡潔に整理した。

「二、武威漢簡『儀禮』の篇次問題と儀禮の筆写過程について」では、現在判明している「大戴礼」・「小戴礼」・「通行本」三種の篇次と漢簡本とを比較し、これを通して、大戴礼系列の篇が混入している可能性を指摘した。漢簡本における燕禮篇、泰射篇は十三、十四番目にあることが判明しており、他の篇次に比べれば最も大戴礼の篇次に近いのである。また通行本「儀禮」には、後漢の鄭玄が附した注に今古文の校勘が残されている。今回著者が燕禮篇を取り上げてテキストの比較を行なった結果、漢簡本のほうは、通行本と異なる今文テキストも勘案されて書写されたことが見て取れた。鄭玄がその注釈態度において、複数ある今文系のテキストを対校に用いていることが、漢簡本の存在によって改めて確認できるのであり、これは鄭玄の学問観を考える上で大いに価値あることである。「慶氏礼」が細々と伝承を続けて後漢に再興した記録から考えれば、漢簡本が筆写された時期に「大戴礼」が亡んでいたとも考えられない。以上のところで、漢簡本に当時通行していた大戴礼が交じっている可能性を指摘し、陳夢家が推定するように、慶氏礼であるとは断定し得ないと考える。

第二章「三礼成立期における『義』について」では、第一章で示した問

題のうち特に礼学における「記」と「義」の関係に着目し、漢代礼学者が「三礼」の文献をどのように取り扱って解釈したのかについて試論した。

「三礼」に関わる問題は時代と概念が錯綜しがちである。本論では、「三礼」の呼称から原典の成立までを、時間軸を遡りながら焦点を絞っていく形で論じた。

「一、『禮記』・『儀禮』・『周禮』の呼称と記録意識」では、まず「三礼」概念について、史書などからわかる礼書の呼称問題について整理した。「三礼」は鄭玄の緊密な注釈体系によって成り立った概念である。しかし鄭玄自身の注釈態度と後世の認識とは、いささかの乖離があった。黄以周『禮書通故』では、『漢書』『後漢書』『鄭志』などに記述される「三礼」の名称がそれぞれ異なる表記でなされることから、『禮記』・『儀禮』・『周禮』の呼称は、東晋期の儒学者が好んで使う名称であったと考えている。佐藤文四郎『鄭玄別傳考』を繙くかぎり、本伝とも書物の表記に揺れがあることが確認できる。こうした揺れは、史書編纂者らが当時の学風に適合する史料を無意識のうちに採択した結果であったと考えられる。

「二、鄭玄礼学における「記」・「義」の連結性」では、前節に紹介した黄以周の礼学史整理に沿って、改めて鄭玄礼学の「記」と「義」に対する認識を確認した。『鄭目錄』のなかで解説された「記」と「義」を篇題に冠するものを列挙し、そこから分かる大体的特徴を分析した。『鄭目錄』では、「記」を冠する篇でも、内容において「義」を説いているのである。これは「義を記す」と述べて、篇の大題にはとらわれていない。鄭玄礼学にとって、「記」は「礼経の補記」という意味にとどまるものではないと考えられるのである。

「三、『禮記』に見える「義」篇の性格」では、これまでの言説を踏まえ、『禮記』燕義篇および郷飲酒義篇の経文の記述を分析し、そこから本来「記」と「義」とは、ある程度弁別可能な記述体裁をもっていたであろう

ことを試論した。

燕義篇は、『儀禮』燕禮篇に書かれた礼の義を説く篇であり、ここでは、公以下の諸子の爵位・官職などが明確に叙述される。ところが『禮記』燕義篇を分析すると、所々に曖昧な記述がなされ、その経文全体はすでに、燕礼とは一人の君主と多数の臣下との間で行なう礼である、という意識のもとに書かれたことが分かる。通行本の燕禮篇が「記」を含めて伝わっていたのは、「記」によって「君」に対する扱いなどを補記することで、爵制にとらわれない理念的な儀礼を作ろうとした結果、受容されたものである。そうして成った燕禮篇と附会させながら、通行本の燕義篇は、『周禮』諸子職篇の文章とその意義が累加され、編纂されたと考えられるのである。さらにまた郷飲酒篇の経文を分析すると、そこには「義」篇を定義するに足る特徴的な書式が二点見受けられる。まず冒頭で「郷飲酒之義」とことわったのち、次に儀礼の作法を列挙した直後で「所以致尊讓也」、「所以致絜也」、「所以致敬也」と述べ、それぞれの作法が有する意義を「所以□□也」の句で終える。列挙される所作は概ね『儀禮』経文の記述に基づいているため、こうした記述の形式は、「礼経」に対する「義」を説く目的で書かれたものと考えられる。これが「義」に特徴的な書式の一である。つづく後段の文章では「尊讓・絜・敬也者、君子之所以相接也」と切り出し、先に説いた「尊讓」・「絜」・「敬」の義をさらに敷衍している。そこから「斯君子所以免於人禍也」に至るまでの文章は、君子たる者がなぜそのように行なうのかということに主眼を移して述べている。そこに『儀禮』郷飲酒禮篇と直接に関わる成分は少なく、礼経の文章から離れて、君子になろうとする者への訓戒の文章、つまり礼の意義が語られている。この文章は「礼経」の「義」を下地にして、儀礼を習う者達を教導することを目的とした文であると考えられる。これが「義」に特徴的な書式の二であり、その特徴は燕義篇にも共通して見て取れる。

今回分析した燕義篇、郷飲酒義篇のような儀礼の意義を説く篇は、通行本『禮記』四十九篇にあつては特に後半に集中して置かれている。ここから著者は、通行本『禮記』編纂の過程には、「記」が果たしていた役割が限界を迎えようとしていたとき、それに取って代わりうる「義」の役割が注目された時期があつたものと推測する。その時期は、今文礼学家がすでに活躍していた時代から、鄭玄が「三礼」の注釈を始めるより以前であると考えられる。

以上の考察を元にすれば、通行本『禮記』の「義」篇は、『儀礼』の意義を説く目的において、複数の礼文献が随処に累加されながらも、一つの編纂意識のもとに変成されてきたと考えられるのである。そうして出来上がった「義」篇は、もともと有していた「記」・「義」本来の思想的意義の上に、さらに別の思想が加わつたことで、複合的性格を有する経文として受けとめられ、鄭玄に代表されるような注釈者たちに解釈されていくのである。通行本『禮記』は、このように両漢代礼学家の思想が漸次加えられていったことよつて、唐代に『五經正義』が編纂されるにあたり礼学の中心的位置を獲得するに至つたのである。

【主要参考文献】

- 池田末利『儀禮Ⅴ』（東海大学出版会、一九七七年）。
- 小南一郎「射の儀禮化をめぐつて——その二つの段階——」（『中國古代禮制研究』所収、京都大學人文科學研究所、一九九五年）。
- 佐藤文四郎「鄭玄別傳輯考」（『服部先生古稀祝賀記念論文集』所収、富山房、一九三六年）。
- 末永高康「『儀礼』の「記」をめぐる一考察」（『東洋古典學研究』第三十九集、二〇一五年）。
- 田中利明「儀礼の「記」の問題——武威漢簡をめぐつて」（『日本中国学会報』

第十九集、一九六七年）。

○甘肅省博物館・中国科学院考古研究所編『武威漢簡』（中華書局、二〇〇五年）。